

会員事業所あて「令和6年度 業務改善助成金」PR
メール配信・ホームページ掲載等の例文

会員事業所の皆様へ

<福井労働局>

「令和6年度 業務改善助成金」をご利用ください！

【「業務改善助成金」とは？】

生産性の向上を図り、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)()」を時給換算で30円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する、国の助成金です。

() 対象事業場は、

県内では、事業場内最低賃金が981円以下
に該当する事業場です。

労働局が交付決定後、設備投資など(生産性向上に向けた機械設備の購入のほか、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練も対象となります)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

設備投資などの実施より前に、審査の上、交付決定しますので、支給時に査定されることはなく、原則、助成額が変動しません！

【助成率等】

事業場内最低賃金の区分に応じて、次のとおり、高い助成率となっています。

事業場内最低賃金 931円以上 950円未満 4/5

(生産性要件を満たした場合 9/10)

950円以上 981円以下 3/4 (同上 4/5)

ふくい業務改善・賃上げ応援事業

福井県では、国の業務改善助成金に、県独自に上乗せ助成を行うとともに、全国の最低賃金加重平均額以上に事業場内最低賃金を引き上げる場合は奨励金を支給します。こちらの利用もご検討ください。

上乗せ：国の業務改善助成金支給額の1/10

奨励金：10万円/対象労働者、上限100万円

【業務改善助成金の詳細について】

当助成金の「リーフレット」や「活用事例」など、詳細については厚生労働省のホームページ（下記のリンク）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

業務改善助成金業種別事例集（宿泊業・飲食サービス業編）

（例）多機能調理器具類によるサービスの向上、自動食器洗浄機等による省力化、オーダーシステム、自動釣り銭機能付き POS レジシステム等によるデジタル化、キャッシュレス化など

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000621425.pdf>

業務改善助成金業種別事例集（生活関連サービス業・娯楽業編）

（例）美容・施術器具類、洗濯機、乾燥機等の多機能化によるサービスの向上など

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000621427.pdf>

このほかにもご用意しています。

地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。

（例）10月1日の地域別最低賃金（935円 980円）の改正発効に対応する場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（950円 1,000円）を完了



45円コース

対象！

設備投資などの完了は、10月1日以降でも差し支えありません。

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（950円 1,000円）を実施



対象外！

令和6年度の発効日は、現段階では未定です。（8月下旬頃決定予定。福井労働局ホームページで公表します。）

【申請期限】

令和6年12月27日

助成対象事業は、令和7年1月31日までに完了していただく必要があります。

【ご利用に当たっての注意点】

当助成金の予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了する場合があります。
令和6年度より、同一年度内に可能な申請回数は1回までになりました。
また、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは対象外となりました。

【お問い合わせ】

「業務改善助成金コールセンター」

フリーダイヤル 0120-366-440（平日 8:30～17:15）

【申請先】

厚生労働省 福井労働局 雇用環境・均等室

（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階）

電話 0776-22-0221（平日 8:30～17:15）

その他関連情報

【「働き方改革推進支援センター」をご利用ください】

当助成金のほか、**働き方改革推進支援助成金及びキャリアアップ助成金の利用や働き方改革に関するあらゆるご相談について、専門家が無料でご相談に応じます。**お気軽にご利用ください。

「ふくい働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）

（福井市木田2丁目8番1号）

電話 0120-14-4864（平日 9:00～17:00）

【「ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業」をご利用ください】

福井県では、**県独自に専門家による巡回相談により、賃上げや働き方改革に向けた就業規則作成、人材育成方針の策定、補助金活用などを伴走型で支援**しています。

電話 0776-25-0096 福井県社会保険労務士会

【「福井県よろず支援拠点」をご利用ください】

国が設置した無料の経営相談所です。**37名の専門家が、中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談**に対応します。

電話 0776-67-7402（平日 9:00～17:00）
